

### 3 生涯にわたる学びと活動の場

1) 社会教育の推進

2) 公民館活動の推進

3) 図書館・読書活動の推進

4) スポーツ・レクリエーション活動の推進

5) 芸術文化のまちづくり

6) 文化財保護の推進

## I みんなで未来を拓くまち

### 3 生涯にわたる学びと活動の場

#### 1) 社会教育の推進

##### ◆◆現状◆◆

町では公民館、図書館、歴史民俗資料館などの社会教育機関や体育館、文化会館、集会所などで積極的な学習や文化活動が進められています。また、情報化社会の進展により、住民の学習・文化活動のニーズは多様化しています。

図書館、体育館、歴史民俗資料館などを中心に、中高齢者の利用が進み、個人の学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動は確実に広がりを見せています。一方、公民館を中心とした団体の学習・文化活動は若年層の参加が減少傾向にありますが、NPO法人による実践的な学びや居場所づくり活動など、地域づくりを視点に据えた活動が進んでいます。

公民館では、平成26年(2014)に定めた「公民館運営基本方針」に基づき、地域に役立つ公民館をめざして活動が推進されています。図書館では平成24年度(2012)より「子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進し、学校図書館との連携を図っています。

##### ◆◆課題◆◆

住民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも」「どこでも」「だれでも」主体的に学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動ができるよう、主体的な活動を尊重しながら、さまざまな取組を進め、住民、団体、NPO、民間事業者、教育機関とともに地域力の向上に努める必要があります。

そのために、「公民館運営基本方針」や「子ども読書活動推進計画」などが定められているなか、今後は総合的な社会教育の計画づくりの取組を推進していく必要があります。

## 今後の施策



### ① 団体・NPO・民間事業者などとの連携と協働【社会教育課】

住民はもとより、さまざまな団体や個人と連携、協働を行い、専門知識や技術、マンパワー※を十分発揮した社会教育プログラムを展開します。

### ② 教育機関との連携と活動支援【社会教育課】

社会教育機関をはじめ、学校との連携を密にしていくとともに、生涯にわたる学習、文化活動への積極的な支援を行います。一方で、地域の社会教育関係団体のネットワーク構築を推進し、「地域学校協働活動」へ貢献する取組を応援します。

### ③ 社会教育計画の策定【社会教育課】

各分野の方針や計画の策定を進めるとともに、生涯にわたって学習・文化活動が進められるよう、社会教育分野の計画立案に向けた取組を進めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
社会教育関連事業回数	800 回	950 回	1,000 回

※マンパワー：仕事などに投入できる人的資源。

## I みんなで未来を拓くまち

### 3 生涯にわたる学びと活動の場

## 2) 公民館活動の推進

#### ◆◆現状◆◆

平成27年(2015)5月、新たな中央公民館が開館し、各中学校区に設置された3館の公民館は「公民館運営基本方針」に基づき、住民の地域活動や学習の場として重要な役割を果たしています。

少子高齢化や核家族化が進み、地域のつながりが薄らぐなか、地域コミュニティの重要性が増しています。このような実情をふまえ、公民館は、地域住民や学校、団体が多様な結びつきを図り、一人ひとりが豊かな地域社会を築いていくために「地区公民館」の役割を発揮していく必要があります。

#### ◆◆課題◆◆

公民館は、従来、団体やサークル活動が中心でしたが、誰もが気軽に利用できる開かれた公民館として利用の拡充を図るとともに、使用料の減免規定の適正化を進める必要があります。

東日本大震災以降、重要性が再認識されている震災対策についても、地震など災害等の防災拠点(帰宅困難者一時滞在施設)としての役割を担っていることから、日常的な維持管理と計画的な施設整備が課題となっています。

住民主体の公民館活動を推進していくため、地域、学校、諸団体との連携を図っていくことが重要です。

## 今後の施策



### ① 気軽に利用できる公民館の運営と安全安心な施設の提供【公民館】

豊かな地域づくりのために、団体・個人にかかわらず、いつでも、だれでも、気軽に立ち寄れる「地域の居場所」としての公民館運営をめざします。

また、さまざまな活動において、利用者のニーズに対応した施設の提供に努めるため、快適な環境を提供する施設づくりを進めます。さらに、使用料の減免規定の適正化を図ってまいります。

### ② 住民主体の公民館活動の推進【公民館】

住民の「学びたい」「知りたい」という願いに応える地域の公民館とするため、地域、学校、諸団体等と協力し、住民の主体的な学習の支援を進めます。

#### ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度

#### ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
公民館利用件数	9,001 件	9,200 件	9,300 件
公民館事業における連携事業の割合	79%	83%	85%

## I みんなで未来を拓くまち

### 3 生涯にわたる学びと活動の場

#### 3) 図書館・読書活動の推進

##### ◆◇現状◆◇

町の図書館は、中央図書館・竹間沢分館の2館と配本所1か所で、図書館サービスを行っています。住民の豊かな読書生活と生涯にわたる学習を保障するために図書館資料を充実させ、資料提供、予約・レファレンスサービス※の向上に努めてきました。また、読書や学習の意欲を喚起する講座や児童向けおはなし会なども積極的に実施しています。こうした活動から、年間延べ利用者数約15万6千人、貸出冊数約45万2千冊、人口一人当たり貸出冊数11.83冊(平成30年度(2018)実績)という全国類似規模の図書館のなかで高い利用率を維持しています。

また図書館は、「子ども読書推進計画」に基づき、ブックスタート※(4か月児対象)、ブックスタートプラス(2歳6か月児対象)など数々の事業を実施し成果を上げてきました。

##### ◆◇課題◆◇

利用者が必要とする資料が確実に提供できるよう、図書館資料を引き続き整備・充実させていく必要があります。

また、利用者に対して迅速に対応できるよう予約・レファレンスサービスの充実が求められています。

さらに、スマートフォンやインターネットの急速な普及などさまざまな要因から、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が危惧される今、図書館は、町内の各部署や住民と手を携え、より活発に子どもの読書活動推進に取り組む必要があります。乳幼児から高齢者まで生涯にわたり読書の喜びを共有できる機会づくりや環境整備が求められています。

※レファレンスサービス：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた図書館員が情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

※ブックスタート：赤ちゃんとその保護者に絵本を手渡し、絵本を介して心触れ合うひと時や本に親しむきっかけをつくり、初めての本との出会いの場とするもの。

## 今後の施策



### ① 図書館資料の整備・充実【図書館】

利用者の必要とする資料が確実に提供できるよう、新鮮で魅力のある資料をバランスよく収集し整備します。良質な児童書を積極的に収集し、基本図書や参考図書を継続的かつ計画的に整備し、「頼りになる住民の書斎」となるよう努めます。

### ② 予約・レファレンスサービスの充実【図書館】

利用者の読書要求に迅速かつ円滑に対応できるようカウンター業務、インターネット予約サービス、配本所サービスを充実させるとともに、高度なレファレンスにも対応できるよう司書の継続配置と職員の資質向上に努めます。

### ③ 読書の動機付け事業などの充実【図書館】

子どもたちの読書意欲を喚起させる事業や子どもの読書を応援する読書ボランティア養成事業などを、専門知識や技能を持つ司書を中心に図書館内外で積極的に実施します。また、図書館講座や読書会など大人への読書案内となる事業を推進します。

### ④ 子どもの読書活動の推進と学校図書館との連携【図書館】

「第2次子ども読書活動推進計画」の遂行及び「第3次子ども読書活動推進計画」の策定を行い、関連部署と手を携えて子どもの読書活動推進を図り、読書ボランティアの養成や活動支援に努めます。また、学校図書館との連携を推進するとともに、ブックスタート、ブックスタートプラス、推奨図書のブックリストの配布など、家庭における読書の推奨に努めます。

### ⑤ 「よみ愛・読書のまち」の推進【図書館】

家読(うちどく／「家族ふれあい読書」の意)・読み聞かせ・読書会・ビブリオバトル(知的書評合戦)の活発化、「よみ愛・読書ふるさと絵本」作製・活用により生涯にわたりさまざまな場所で読書の喜びが共有できる「よみ愛・読書」のまちづくりに努めます。

## ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度
第 2 次子ども読書活動推進計画	平成 29 年度～令和 3 年度

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
人口一人当たりの図書館利用回数※	4.08 回	4.20 回	4.20 回
主催・共催事業回数(館内・館外)	318 回	295 回	295 回

※図書館本館と分館を合わせた年間利用者数を町内人口で割ったもの

## I みんなで未来を拓くまち

### 3 生涯にわたる学びと活動の場

#### 4) スポーツ・レクリエーション活動の推進

##### ◆◇現状◆◇

高齢化が進むなか、健康づくりや体力向上が大きな課題となっています。町では、総合体育館や運動公園グラウンド、テニスコート、弓道場などを整備し、体育協会などの団体や指定管理者とともに多様な事業を行い、スポーツ・レクリエーション活動への支援も行っています。

町民体育祭は、体育協会を中心として行政区の協力のもと、全住民を対象に行政区対抗戦や交流を実施してきました。住民交流の点で、大きな役割を果たしてきたところです。

また、身近でスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ推進委員が中心となりニュースポーツを紹介し、大会を実施しています。

このほか、平成24年度(2012)からは、町、事業所、指定管理者が協働し、児童を対象にしたハンドボール事業を実施し「みよし大崎ジュニアハンドボールチーム」を結成するなど、事業を継続的に展開しています。

##### ◆◇課題◆◇

高齢化が進むなか、健康づくりや体力の向上を図るため、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種団体との連携を図りながら進めることや、誰もが安心して利用できるスポーツ施設を整備することが求められます。

令和2年(2020)に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ活動への関心がより高まるなか、子どもから高齢者はもとより、障がいの有無を問わず、誰もがスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるよう施策を進めることが必要です。

また、町においても優秀な成績を収める選手が輩出されるなか、選手の育成を進めていくことも必要です。



## 今後の施策



### ① スポーツ・レクリエーション活動の推進【MIYOSHI 利比アード 推進課】

多様化するスポーツ・レクリエーション活動に対し、誰もが気軽に参加できる取組を進めることで、健康年齢や体力の向上を図ります。

### ② スポーツ施策の推進【MIYOSHI 利比アード 推進課】

スポーツ推進審議会等を通して、総合的かつ体系的なスポーツ推進施策の形成に努めます。また、優秀なスポーツ選手を顕彰・表彰するとともに、スポーツ選手の奨励制度を積極的に活用して、競技スポーツの高揚や競技力の向上を図るなど、総合的な各種スポーツ推進施策の形成に努めます。

### ③ スポーツ・レクリエーション施設の整備充実【MIYOSHI 利比アード 推進課】

住民のスポーツ・レクリエーション活動のためのスポーツ施設の整備に努め、誰もが安心して利用できる環境を整えます。

### ④ スポーツ・レクリエーション事業の連携と協働【MIYOSHI 利比アード 推進課】

体育協会等の団体をはじめ、指定管理者、総合型地域スポーツクラブ、事業所等と連携し、協働による事業を進めます。

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
スポーツ・レクリエーション事業等の参加率※	5.9%	6%	6%
体育施設の利用率	49.4%	60%	60%

※町内人口(小学生以上)のうち、町が主催する生涯スポーツ事業に参加した人数割合

## I みんなで未来を拓くまち

### 3 生涯にわたる学びと活動の場

#### 5) 芸術文化のまちづくり

##### ◆◆現状◆◆

町の芸術文化活動の歴史は、江戸後期に伝わったお囃子や車人形が、現在も盛んに行われています。近年、地域コミュニティの危機が叫ばれるなか、町では文化会館や公民館を中心として、さまざまな芸術文化活動が進められ、芸術文化活動の楽しさや豊かさを共有する機会が増えました。

平成30年度(2018)には文化芸術基本法に基づき、専門家の助言や住民との意見交換、関係行政機関の職員等により条例の策定が進められ、芸術文化のまちづくり条例が制定されました。芸術文化の施策に関し基本理念を定め、町の責務と、町民及び民間団体の役割を明らかにするとともに、個性豊かな三芳町らしい文化創造都市の実現及び町民が生き生きと幸せに暮らせる魅力的なまちづくりに寄与することを目的とし、住民の芸術文化活動を推進します。

##### ◆◆課題◆◆

芸術文化のまちづくりは、住民が自ら積極的に芸術文化活動を推し進めていき、町が住民の多様なニーズに応えるシステムづくりやサービス、積極的な支援策を提供していくことが必要です。

また、学校、団体、個人はもとより、民間事業者、専門家等との積極的な連携を図っていくことが望まれます。さらに、どの世代の誰もが活動に参加できる、アウトリーチ活動※を積極的に展開することも有効な手立てとなります。

芸術文化のまちづくりをより一層進めていくため、「芸術文化のまちづくり条例」の周知と施策の具体的推進が必要となっています。

※アウトリーチ活動：公共的文化施設などが行う、地域への出張サービス。プロのアーティストを地域の学校や福祉施設等に派遣してワークショップ、ミニコンサートなどを行う普及活動

## 今後の施策



### ① 住民が主人公となる芸術文化活動の推進【MIYOSHI オリンピアド推進課】

芸術文化支援制度により、経費面の支援や独創的な事業を実現できるよう助言等のサポートをしていきます。住民の芸術文化活動を推進し、住民に周知します。これにより住民相互の交流を図り、住民が主人公となる芸術文化活動を推進します。

### ② 芸術文化活動によるサービスの充実【MIYOSHI オリンピアド推進課】

町と指定管理者が対等なパートナーシップ※を維持し、町が芸術文化活動推進の方向性を示しながら、民間がその汎用性や柔軟性を活かし、サービスの充実を図ります。

### ③ アウトリーチ活動の充実【MIYOSHI オリンピアド推進課】

学校、保育所、福祉施設、自然など、町内のさまざまな場所で無料のコンサートを展開し、住民の芸術文化への関心を深め、芸術文化がもたらす創造力や共感等豊かな感性をはぐくむ機会を充実します。

### ④ 「芸術文化のまちづくり条例」の推進【MIYOSHI オリンピアド推進課】

芸術文化のまちづくり条例を周知するとともに、条例の基本理念に則り、誰もが生き生きと幸せに暮らせる魅力的なまちづくりを推進します。

## ●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
芸術文化関連事業数	80件	83件	85件

※パートナーシップ：行政、住民、事業者等が連携・協力し、これによって創出される相乗効果を通して単独では実現困難な事業目的を効果的に達成する仕組み。協働。

## I みんなで未来を拓くまち

### 3 生涯にわたる学びと活動の場

## 6) 文化財保護の推進

#### ◆◆現状◆◆

文化財は、保護の手をさしのべなければ消えていってしまう貴重なふるさとの財産であり、また、地域の歴史や文化などを正しく理解し、将来の発展・向上への礎とする上で欠くことのできないものです。先人から受け継いだ文化財や環境を将来にわたり保護・保存していくことこそ現代に生きる私たちの使命であり、これを積極的に進めていく必要があります。

町には、文化財として、江戸時代の開拓地割景観を今に伝える県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」をはじめ33か所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）、古文書などの歴史資料、民具や伝統芸能などの民俗文化財が数多く残されています。しかし、遺跡は開発行為によって消滅の危機に瀕しており、これに先立つ発掘調査を実施することで失われてしまう歴史を後世に残す取組を進めています。また、歴史民俗資料館を中心に、資料の収集、保存、修復、調査研究、展示公開を行うとともに、旧池上家住宅・旧島田家住宅の公開や伝統芸能の伝承活動支援、歴史や文化の体験活動などをおして文化財の保護、啓発、普及活用に努めています。

#### ◆◆課題◆◆

文化財の保存と活用をより一層図るために、調査研究体制整備の推進と啓発活動の継続が求められます。また、歴史民俗資料館は設置後30年を経過する施設であるため、来館者の安全安心が確保できるよう、施設の維持管理や修繕などを計画的に実施していくことが必要です。

## 今後の施策



### ① 文化財の保存と活用【文化財保護課】

貴重な文化財を適切に保護・保存していくために必要な調査体制を整備し、遺跡の的確な把握と周知に努め調査・研究を進めるとともに、「三富開拓地割遺跡」の保全や民俗文化財の公開と後継者の育成支援に努めます。また、文化財情報を広報やホームページ、パンフレット等を通じて発信し、文化財の啓発や普及を図ります。

### ② 資料館活動の充実【文化財保護課】

資料の収集・保存・展示をさらに充実させるとともに、歴史民俗資料館、旧池上家住宅・旧島田家住宅の維持管理や公開に努め、調査・研究の成果を活かした事業を展開し、地域の歴史や文化の発信を図ります。

### ●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度

### ●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
埋蔵文化財調査対応件数	9 件	14 件	15 件
文化財教育活動への参加者数	266 人	290 人	300 人
歴史民俗資料館への月平均入館者数	637 人	640 人	650 人